

○三好市建設工事合併入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、同一現場内で同一時期に行う必要がある複数の建設工事について、従来の随意契約方式を見直し、競争性・透明性・公平性を高めるとともに、円滑で適正な施工を行うことを目的として試行する合併入札方式の競争入札（以下「合併入札」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(合併入札)

第2条 合併入札は、複数の工事のうち主たる工事（以下「本工事」という。）及び従たる工事（以下「関連工事」という。）が次の各号の全てに該当する場合に限り、行うことができるものとする。

- (1) 本工事及び関連工事を一の工事として設計する方法によらないこととする合理的な理由があること。
- (2) 本工事及び関連工事の施工者が異なる場合においては、かし担保責任の範囲が不明確となるなどの理由により、同一の者による施工が必要とされること。
- (3) 本工事及び関連工事の施工場所が同一であること又は隣接し、且つ、本工事及び関連工事の対象となる工作物等に一体性又は連続性が認められ、複数の工事を1つの工事とみなせること。
- (4) 本工事及び関連工事の請負契約の締結を同時に行うことができること。

(実施の手続)

第3条 前条の規定に基づき合併入札を行うこととする場合において、工事担当課長は、事前に管財課と協議し、その旨を本工事及び関連工事の起工何に記載のうえ起案し決裁を得るものとする。

(実施の決定)

第4条 合併入札の執行については、三好市業者指名審査委員会の審議を経て執行する。

(設計金額の算出等)

第5条 第2条の規定に基づき合併入札を行うこととする場合において、本工事及び関連工事の設計担当者は、直接工事費を合算したうえで共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等（以下「諸経費」という。）を算出し、プール計算又は差引計算によりそれぞれの工事に振り分け、各工事の設計金額を算出するものとする。

- 2 合併入札の方法により入札を執行する場合における予定価格（以下「合併入札予定価格」という。）の算出の基礎となる設計金額は、本工事及び関連工事の設計金額の和（以下「合併設計金額」という。）とする。
- 3 合併設計金額は、三好市建設工事請負業者選定要綱（平成18年三好市告示第82号）に規定する標準発注金額に基づく発注対象金額とみなす。
- 4 合併入札を執行する場合における最低制限基本価格は、合併設計金額の直接工事費及び諸経費により、別に定める「最低制限価格の設定等について」の規定に従い算出するものとする。

(入札金額)

第6条 合併入札の入札金額は、入札参加者が本工事及び関連工事のそれぞれの工事を見積もった金額の和とする。

(工事費内訳書)

第7条 合併入札にあたり、入札参加者は本工事及び関連工事のそれぞれの工事費内訳書を作成し提出しなければならない。

2 前項の工事費内訳書の取扱いは、別に定める「提出された工事費内訳書の不備等により入札が無効となる取扱いについて」によるものとする。

(落札者の決定)

第8条 合併入札における落札者の決定は、価格競争落札方式にあつては、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格で入札した者とし、総合評価落札方式にあつては、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、審査の結果、評価値が最も高い者とする。

(請負代金額の算定)

第9条 本工事及び関連工事の請負代金額は、合併入札において落札者から提出された本工事及び関連工事のそれぞれの工事費内訳書に記載された工事価格（落札者が課税対象事業者である場合は、工事価格に100分の108を乗じた額。）とする。

(請負率の算定)

第10条 本工事及び関連工事の請負率は、工事費内訳書に記載された各工事の工事価格を第5条第1項の規定により算出した各工事の工事価格で除した数値とし、小数点第8位以下を切り捨てするものとする。

(配置技術者等)

第11条 本工事及び関連工事に配置する主任技術者及び現場代理人は、同一の者が兼務できるものとする。ただし、本工事と関連工事の下請金額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要であり、監理技術者の資格を有する者を配置しなければならない。また、本工事と関連工事の請負代金額の合計が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、主任技術者又は監理技術者は専任の者でなければならない。

2 本工事及び関連工事のいずれか又は全ての工事において、工事ごとに専任を要する監理技術者の配置が必要な場合、同一の者が他の工事の主任技術者又は監理技術者を兼務することはできない。

3 本工事及び関連工事に配置する現場代理人は同一の者が兼務できるものとする。

(入札結果等の公表)

第12条 入札結果の公表については、合併入札予定価格及び合併入札における落札金額をもって行うものとする。

(附 則)

この要領は、平成28年10月26日から施行する。